

## 第1章 保存活用計画策定の沿革と目的

### 第1節 計画策定に至る経過

高遠城<sup>たかとおじょう</sup>は、天竜川水系最大の支流である三峰川<sup>みぶがわ</sup>と、藤沢川<sup>ふじさわがわ</sup>の合流点に形成された河岸段丘上に位置する平山城<sup>ひらやまじろ</sup>です。築城年代ははっきりしませんが、諏訪氏一族の高遠氏が居城とし、戦国時代に甲斐<sup>か い</sup>(現在の山梨県)の武田晴信<sup>たけだ はるのぶ</sup>(後の信玄<sup>しんげん</sup>、以下「信玄」とする)が大規模な改修を行ったとされ、諏訪(武田)勝頼<sup>かつより</sup>や仁科盛信<sup>にしな もりのぶ</sup>(信盛<sup>のぶもり</sup>)といった信玄の近親者が城主に就く等、武田氏の南信州における拠点となりました。武田氏の滅亡段階においては壮絶な戦いの場となり、その様子は後に数々の軍記物に取り上げられました。このため、一般的に高遠城は戦国期の城としてのイメージが強く持たれています。しかし、高遠城は江戸時代以降も保科家<sup>ほしな</sup>、鳥居家<sup>とりい</sup>、内藤家<sup>ないとう</sup>の三家にわたる大名の居城として幕末まで存続したため、現存する遺構の大部分は近世城郭の遺構です。戦国末期の落城で壊滅的な状態になった城を江戸時代初期までに大改修し、その後も手を加えたのが、現在の高遠城の姿であるといわれています。

明治になり廃城が決まると、城内の建物や樹木等は撤去されましたが、当時政府が進めていた公園づくりの方針を受け、城跡は明治8年(1875年)10月10日に公園化が決まり、「高遠公園」としての整備が進められました。城外の桜馬場跡<sup>さくらばば</sup>からサクラが移植されたほか、園内には建物や記念碑が建てられる等、その環境は大きく変化していききました。中でも当時植樹されたサクラは、長い年月の間に補植が繰り返され、現在は1,500本を数えるに至っており、その一部は昭和35年(1960)2月11日に「高遠のコヒガンザクラ樹林」として長野県天然記念物に指定されています。

サクラの指定から4年後の昭和39年(1964年)8月20日、高遠城跡<sup>ほんまる</sup>も本丸跡<sup>にの</sup>、二ノ丸跡<sup>まる</sup>、南曲輪跡<sup>みなみくるわ</sup>、笹曲輪跡<sup>ささくるわ</sup>、法幢院曲輪跡<sup>ほうどういんくるわ</sup>、三ノ丸跡<sup>さん</sup>の一部が長野県史跡に指定され、更に9年後の昭和48年(1973年)5月26日には、指定範囲を拡大して国史跡となりました。また、昭和51年(1976年)に史跡内の一部区域が、明治以来の高遠公園を受け継いだ都市公園「高遠城址公園」になっています。

史跡高遠城跡<sup>しせきたかとおじょうせき</sup>(以下「高遠城跡」といいます。)を保存活用していくため、昭和63年(1988年)3月に当時の高遠町教育委員会(現在の伊那市教育委員会)が「史跡高遠城跡保存管理計画」を策定し、その後も平成12年(2000年)3月には「史跡高遠城跡整備基本計画」、平成17年(2005年)3月には「史跡高遠城跡整備実施計画」を策定し、各種調査(発掘調査、絵図資料調査)の実施や破損遺構の修理、ガイドブック作成等を行い、史跡の保存、活用、整備を進めてきました。しかし、廃城から150年以上が経過した現在、遺構の破損や公開施設の老朽化、サクラを含む植栽の管理等、様々な課題が生じています。また、保存管理計画が策定されてから30年以上、実施計画作成から19年を経、社会情勢も変わり、計画自体も見直しが必要になりました。現在の諸課題に対応した上で、史跡を適切に保存活用し、次世代へ確実に継承していくために、伊那市では「史跡高遠城跡保存活用計画」の策定を行うこととしました。

## 第2節 計画策定の目的と対象範囲

高遠城跡は、地域の歴史文化を語る上で欠かせない文化財です。教育や文化、観光、地域活性化等、様々な場面でより一層の活用が求められる一方、自然環境や社会環境の変化により、今後の保存活用に影響を及ぼすと考えられる状況も生じています。

伊那市では、高遠城跡の重要性を所有者や市民、来場者等と共有しながら、将来にわたって保存、活用、継承するために、本計画を策定します。

計画では、高遠城跡が持つ価値(本質的価値)を明らかにした上で、史跡内にある様々なもの(諸要素)を再確認し、史跡及び史跡を有する都市公園として、調和をとりながらそれらを適切に保存管理していくための基本的な方針や方法、現状変更等の具体的な取扱い基準を定めます。さらに、活用や整備、運営・体制のあり方、必要な施策・事業の実施計画を示し、中・長期的な観点から取組を進めることを目指します。

本計画の中心的な対象は史跡指定地内とします。また、指定地以外についても、高遠城跡の本質的価値につながる遺跡や歴史文化資源(※註1)があることを踏まえ、近世の武家屋敷エリア及び近世の町人町エリアを、史跡との景観的な調和や関連する歴史文化資源の保存・活用等が望まれる区域に位置付けます。更には市域全体を含めて高遠城跡との一体的な又は連携した地域資源の活用をめざします。

(※註1 「歴史文化資源」とは、本計画の上位計画にあたる「伊那市文化財保存活用地域計画」において定義された用語です。より広い視点で地域の歴史文化を捉えるため、指定等文化財などに限らず、未指定の文化財を含め、伊那市の歴史・文化・風土・特性を今に伝える「人」、「もの」、「こと」を総称して用います。)

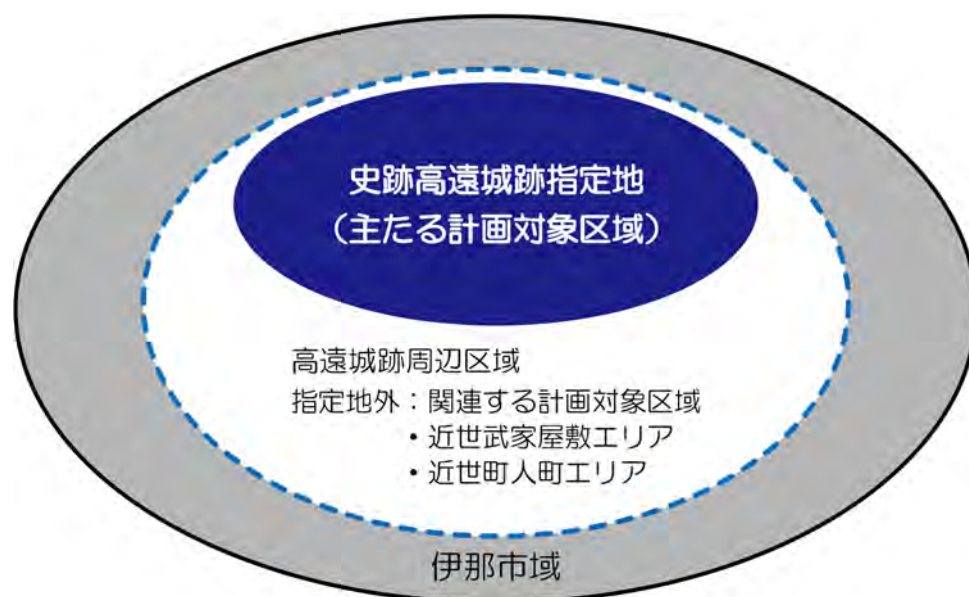


図. 史跡高遠城跡保存活用計画の対象範囲概念図





### 第3節 計画策定委員会の設置・経緯

#### 1 委員会の設置

本計画は、令和5年度に「史跡高遠城跡保存活用計画策定庁内等検討委員会」を設置し、伊那市庁内関係者で計画内容の協議検討を行った上で、令和6年度に「史跡高遠城跡保存活用計画策定委員会」を設置し、そこでの協議、意見を踏まえながら策定を進めました。

表. 史跡高遠城跡保存活用計画策定委員会 委員名簿

委員

●：委員長 ○：副委員長

委員	分野	所属
● 笹本 正治	日本中近世史	国立大学法人 信州大学名誉教授 長野県立歴史館特別館長
○ 丸山 徹一郎	考古学	長野県考古学会
伊澤 雄一	地域の代表	高遠東区区長
岡野 哲郎	造林学	国立大学法人 信州大学農学部教授
河西 克造	考古学・城郭	一般財団法人 長野県文化振興事業団 長野県埋蔵文化財センター
北原 紀孝	郷土史・活用団体	伊那市文化財審議委員長 高遠郷土研究会会長
佐々木 邦博	造園学	国立大学法人 信州大学名誉教授
矢野 やよ江	活用団体	高遠郷土研究会
吉澤 政己	建築史	信濃建築史研究室
和田 博幸	樹木医学	公益財団法人 日本花の会特任研究員 樹木医

(委員長、副委員長以下は五十音順)

オブザーバー

渋谷 啓一	文化庁文化財第二課史跡部門 主任文化財調査官
柳澤 亮	長野県県民文化部文化振興課 文化財指導主事(令和6年度)
小池 裕貴	長野県県民文化部文化振興課 文化財専門員 (令和6年度)
柴田 洋孝	長野県県民文化部文化振興課 文化財専門員 (令和7年度)

表. 史跡高遠城跡保存活用計画策定庁内等検討委員会 委員名簿

委員

●：委員長 ○：副委員長

委員	所属
●矢澤 浩幸	伊那市教育委員会事務局 生涯学習課長(令和5～6年度)
●柴 千恵美	伊那市教育委員会事務局 生涯学習課長(令和7年度)
○小牧 学	伊那市教育委員会事務局 生涯学習課 高遠教育振興係長(令和5年度)
○池上 祐一	伊那市教育委員会事務局 生涯学習課 高遠教育振興係長(令和6年度～)
伊澤 紹次	伊那市商工観光部 高遠商工観光課 高遠商工観光係長(令和5年度)
塩原 浩司	伊那市商工観光部 高遠商工観光課 高遠商工観光係長(令和6年度～)
渡辺 葉平	伊那市建設部 都市整備課 計画係長
馬場 浩祥	伊那市高遠町総合支所 農林建設課 建設係長
福澤 浩之	伊那市教育委員会事務局 生涯学習課 文化施設係 主査
西村 一樹	(一財)伊那市振興公社 桜守

事務局

笠原 千俊	伊那市教育委員会 教育長 (～令和6年5月)
福興 雅寿	伊那市教育委員会 教育長 (令和6年5月～)
三澤 豊	伊那市教育委員会事務局 教育次長 (令和5～6年度)
高嶋 利幸	伊那市教育委員会事務局 教育次長 (令和7年度)
矢澤 浩幸	伊那市教育委員会事務局 生涯学習課長(令和5～6年度)
柴 千恵美	伊那市教育委員会事務局 生涯学習課長(令和7年度)
酒井 瑞夫	伊那市教育委員会事務局 生涯学習課長補佐 文化財係長 (～令和7年7月)
大澤 佳寿子	伊那市教育委員会事務局 生涯学習課 副主幹(～令和7年7月) 文化財係長 (令和7年8月～)
濱 慎一	伊那市教育委員会事務局 生涯学習課 副主幹(令和5年度)
熊木 奈美	伊那市教育委員会事務局 生涯学習課 主事(令和6年度～)
馬場 保之	伊那市教育委員会事務局 生涯学習課 会計年度任用職員

## 2 計画策定の経緯

本計画の策定にあたっては、史跡高遠城跡保存活用計画策定委員会や史跡高遠城跡保存活用計画庁内等検討委員会を開催するとともに、関係する調査・作業（現地調査、資料の把握・整理、計画策定作業）を行いました。また、幅広い年齢層の意見を取り入れるため、市内高校生との懇談会や中学校生徒を対象としたワークショップを実施しました。

■第1回史跡高遠城跡保存活用計画策定委員会

（令和6年8月5日開催）

■第2回史跡高遠城跡保存活用計画策定委員会

（令和6年10月10日開催）

■第3回史跡高遠城跡保存活用計画策定委員会

（令和6年11月25日開催）

■第4回史跡高遠城跡保存活用計画策定委員会

（令和7年2月18日開催）

■第5回史跡高遠城跡保存活用計画策定委員会

（令和7年4月14日開催）

■第6回史跡高遠城跡保存活用計画策定委員会

（令和7年7月22日開催）

●第1回史跡高遠城跡保存活用計画策定庁内等検討委員会

（令和5年7月28日開催）

●第2回史跡高遠城跡保存活用計画策定庁内等検討委員会

（令和6年4月26日開催）

●第3回史跡高遠城跡保存活用計画策定庁内等検討委員会

（令和6年7月18日開催）

●第4回史跡高遠城跡保存活用計画策定庁内検討委員会

（令和6年12月6日開催）

●第5回史跡高遠城跡保存活用計画策定庁内検討委員会

（令和7年2月6日開催）

●第6回史跡高遠城跡保存活用計画策定庁内検討委員会

（令和7年7月14日開催）

◇史跡高遠城跡保存活用計画策定 長野県高遠高校生徒との懇談会

（令和6年10月10日開催）

◇史跡高遠城跡保存活用計画策定 伊那市立高遠中学校生徒向けワークショップ

（令和6年10月22日開催）

### 第4節 長野県や伊那市における諸計画との関係

本計画は、長野県が令和7年(2025年)1月に策定した「長野県文化財保存活用大綱」に即するものとし、伊那市においては、市の将来像や基本的施策の内容を定めた「第2次伊那市総合計画」や市における歴史文化資源の保存・活用・継承に向けたマスタープランである「伊那市文化財保存活用地域計画」を上位計画とします。その他、関連する各種計画等との関係や、特に密接に関係する計画の概要は次のとおりです。なお、高遠城跡に関わる個別の計画については第3章第3節で後述します。

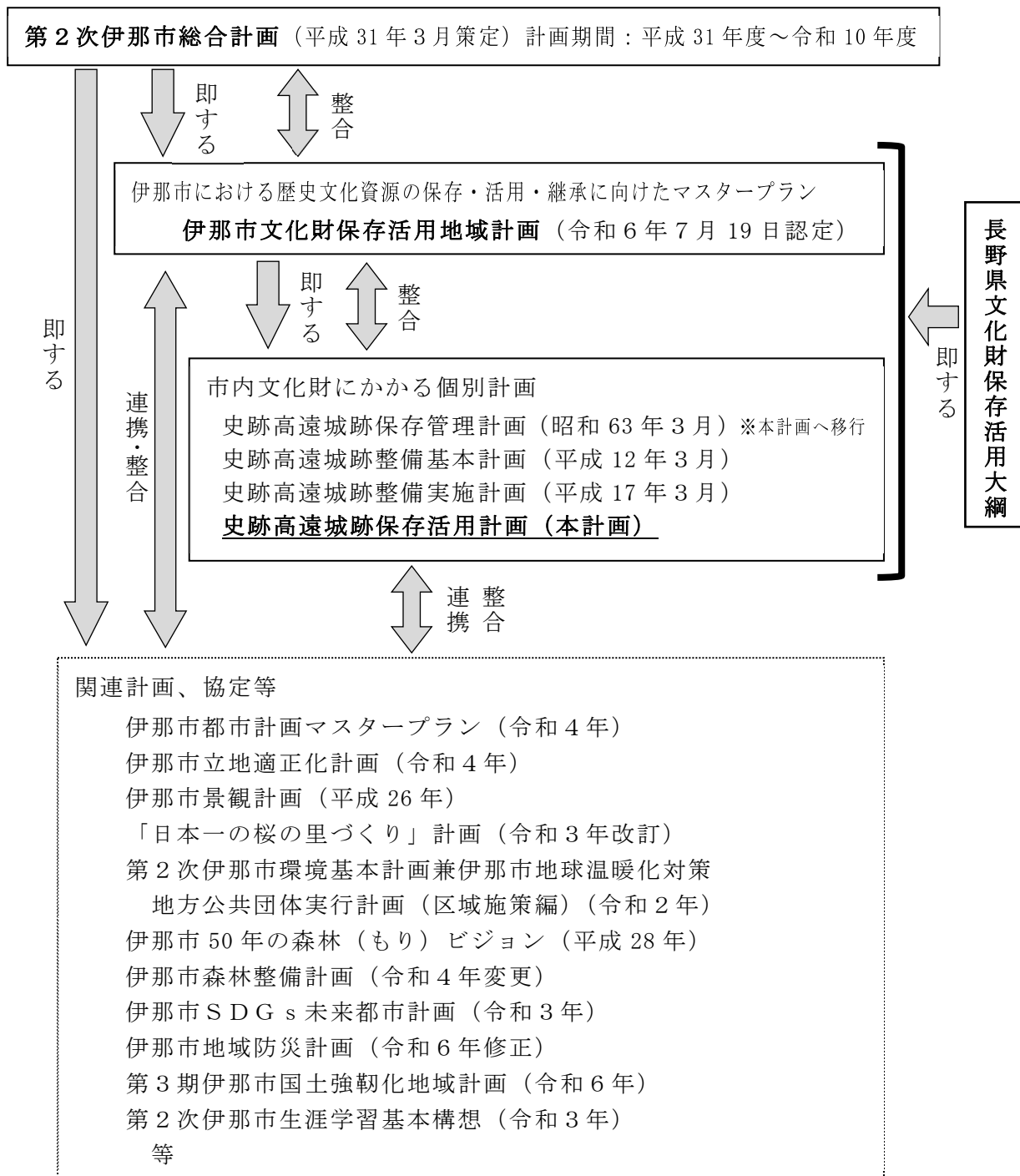


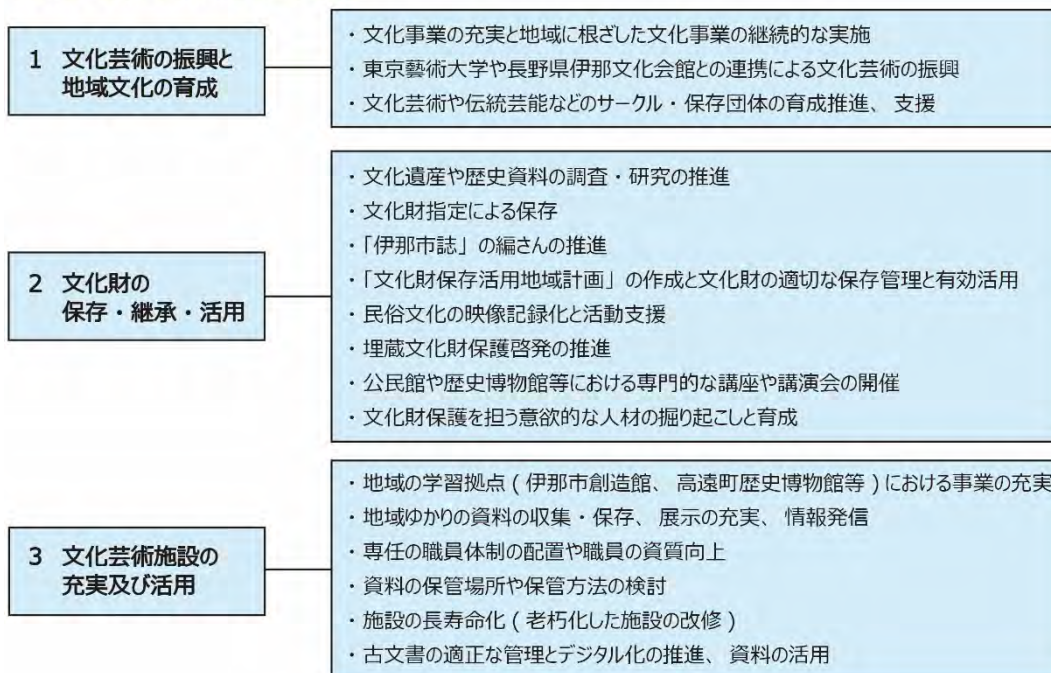
図. 本計画の位置づけ

## 1 伊那市第2次総合計画

平成31年(2019年)3月策定の「第2次伊那市総合計画」(計画期間:令和元~10年度(2019~2028年度))は、継続的な発展に向けた総合的かつ計画的な行政運営の指針となる計画です。市の将来像「未来を織りなす 創造と循環のまち 伊那市」の実現に向けて、前期、後期の各5年間の基本計画に基づき、多様な地域資源や地域特性を生かした魅力あるまちづくりを進めています。本計画はこの「第2次伊那市総合計画」の後期基本計画(計画期間:令和6~10年度(2024~2028年度))に沿って作成します。

高遠城跡の保存活用は、基本目標5「歴史と文化を未来へつなぐ、心豊かな人を育むまちづくり」を達成するための文化・芸術の施策「文化財の保存・継承・活用」の中に位置付けられるほか、基本目標4「地域の個性と魅力が輝くにぎわいと活力のあるまちづくり」に関わる観光施策として、高遠城跡内にある高遠城址公園のサクラを観光資源として活用する方針が盛り込まれています。

### [文化・芸術の施策と展開方針]



### [観光の施策と展開方針(抜粋)]

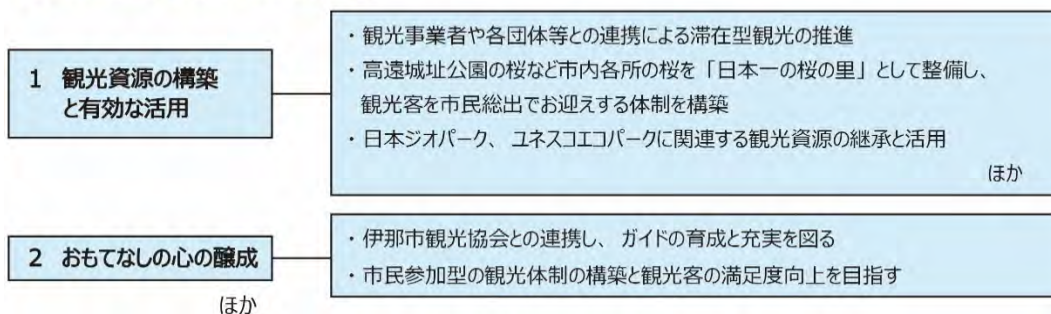


図. 伊那市総合計画における文化・芸術施策及び観光施策と展開方針

(参考:『第2次伊那市総合計画 後期計画』令和6年(2024年))

## 2 伊那市文化財保存活用地域計画（令和6年）

令和6年(2024年)策定の伊那市文化財保存活用地域計画は、伊那市にある歴史文化資源を守り、後世に伝えていくための基本的な方針を示したものです。

伊那市には、高遠城跡を含め先史時代から現代までの多種多様な歴史文化資源があり、地域の住民が中心となって代々受け継がれており、歴史の中で独自かつ多様な文化を築いてきました。こうした伊那市の財産を守り伝えていくべく、「輝く未来を築くため、自然豊かな伊那市で生まれた歴史文化を『知る』、『守る』、『活かす』」を基本理念とし、文化財の保存・活用を進めています。

この計画では、より効果的かつ包括的な取組を進めるために、関連する歴史文化資源を一体的に捉える「関連文化財群」や、重要な歴史文化資源が集中する「保存活用重点区域」を設定しており、高遠城に関わる歴史文化が「関連文化財群」に、高遠町地域のうち高遠地区(高遠城と城下町周辺)を「保存活用重点区域」に定めています。高遠城跡の保存活用や整備についても、それぞれでの取組の中に位置付けられています。



図. 伊那市文化財保存活用地域計画 関連文化財群と保存活用重点区域の概要

### 3 伊那市都市計画マスタープラン（令和4年）

平成21年(2009年)に策定し、令和4年(2022年)に改定した伊那市都市計画マスタープランは、伊那市がまちづくりを進めていくための基本的な方針を示したものです。

このプランが謳う<sup>うた</sup>将来都市像は「歴史と文化を大切にし、人と自然にやさしく環境と調和する活力に満ちた、創造と循環のまち」です。将来像を実現するためのまちづくりの目標の1つに「地域の特性を活かした個性豊かなまちづくり」があり、その基本的な考え方として「市内の各地域が有する個性的な自然、歴史的・文化的資源については、保全するとともに、観光産業を含む産業及び地域や市の活力に繋がるものとして最大限に活かし、人の流れと活力を生み出す、地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりを進める」としています。

また、分野別の基本方針の「景観形成の基本方針」では、景観を構成する重要な要素として「南アルプス、中央アルプスの緑豊かな山岳、両アルプスからの清流を集める数多くの支流、シンボリックな景観を形成している森林や段丘緑地、広大な農地等」を挙げ、さらに「かつての宿場町や城下町の面影を残す街並みや、市内に点在する城跡、寺社などの歴史的建造物もまた、周辺の植栽や桜などとともに景観を構成する重要な要素」としています。そして、「これらの自然的要素や、歴史的・文化的資源により形成される景観をかけがえのない市民共通の財産として守り育て、豊かな自然環境と調和した都市景観を形成することにより、ゆとりや潤いのある豊かで快適な環境の実現と、地域の活性化、地域の個性創出を図る」としています。

#### ◆計画の体系◆

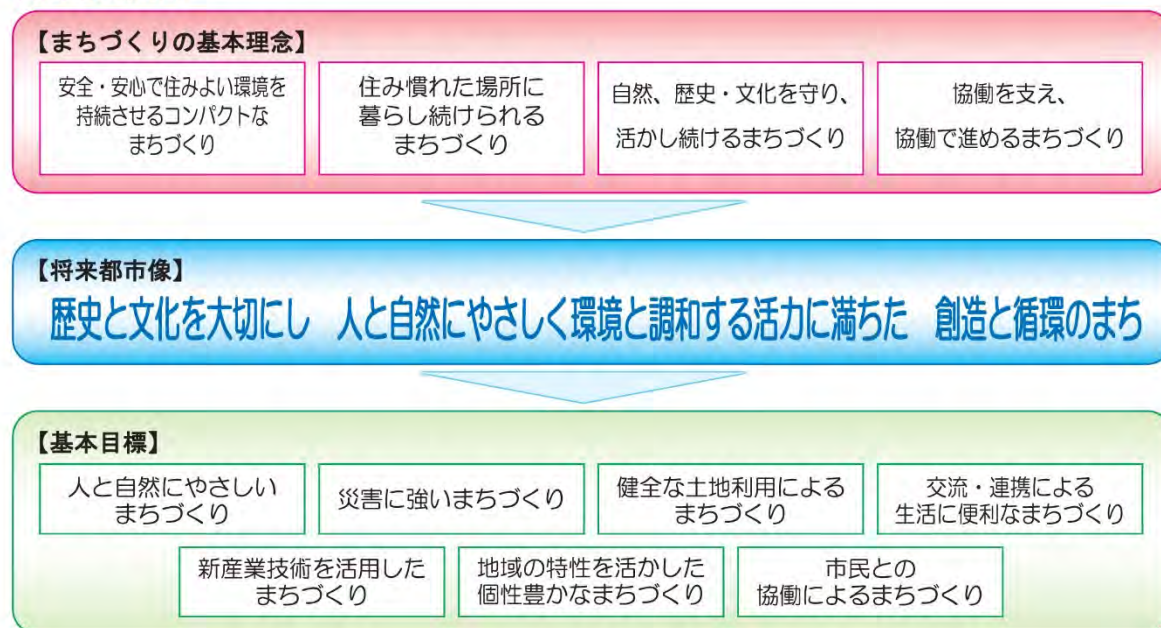


図. まちづくりの基本理念・将来都市像・基本目標 体系図

(参考：『伊那市都市計画マスタープラン』令和4年(2022年))

#### 4 伊那市立地適正化計画（令和4年）

伊那市が令和4年（2022年）に策定した立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づく都市計画分野の基本計画のひとつで、居住・医療・福祉・商業・公共施設等、都市の生活に必要な施設の基本的な配置等を定め、持続可能な都市構造の実現を目指すもので、都市計画マスタープランを補完する計画です。

拠点地区のうち、地域／生活拠点に位置付ける高遠町総合支所周辺地区について

- ・高遠町地域の市街地で、中心拠点との連携の強化や商店街の活性化、都市機能の充実を図ってきた地区

##### ○拠点の概要

伊那市の主要な観光資源である高遠城址公園が位置する。

##### ○役割

- ・観光による交流拠点
- ・生活利便地域として、歴史的な町屋形式を活かした居住の場

##### ○課題

- ・景観、自然環境、歴史的・文化的施設等の観光資源を活かし、市内外交流の促進及び人口の定着に繋げるまちづくりが必要
- ・中心拠点及び用途地域外の地域との公共交通によるアクセス性の維持・向上が必要

##### ○交流拠点（観光資源がある程度集積しており、市内外の人々の交流の場となる箇所）の整備方針

- ・高遠城跡を中心とした歴史的資源、南アルプス観光の拠点となる施設などの観光資源を保全・活用するための基盤整備を行う。

### 5 伊那市景観計画（平成 26 年）

平成 26 年(2014 年)策定の「伊那市景観計画」は、景観法に基づき伊那市らしい良好な景観を守り育てるために必要な目標や、目指す方向を明らかにしたもので、基本理念に「二つのアルプスと清流に抱かれたふるさとの景観を守り育てて未来へつなぐ」を掲げ、市民・事業者・行政が互いに連携した協働による良好な景観形成の実現を目指しています。

土地利用と景観特性に応じて市域を4つの面(市街地、田園、山地・森林、山岳・自然公園)と3つの軸(沿道、河川、河岸段丘)に分け、それぞれ景観形成の方針を示しており、高遠城跡に関わる景観区分は、「面」のうち、市街地と山岳・自然公園(三峰川水系県立公園)、「軸」のうち沿道(国道 152 号)となっています。

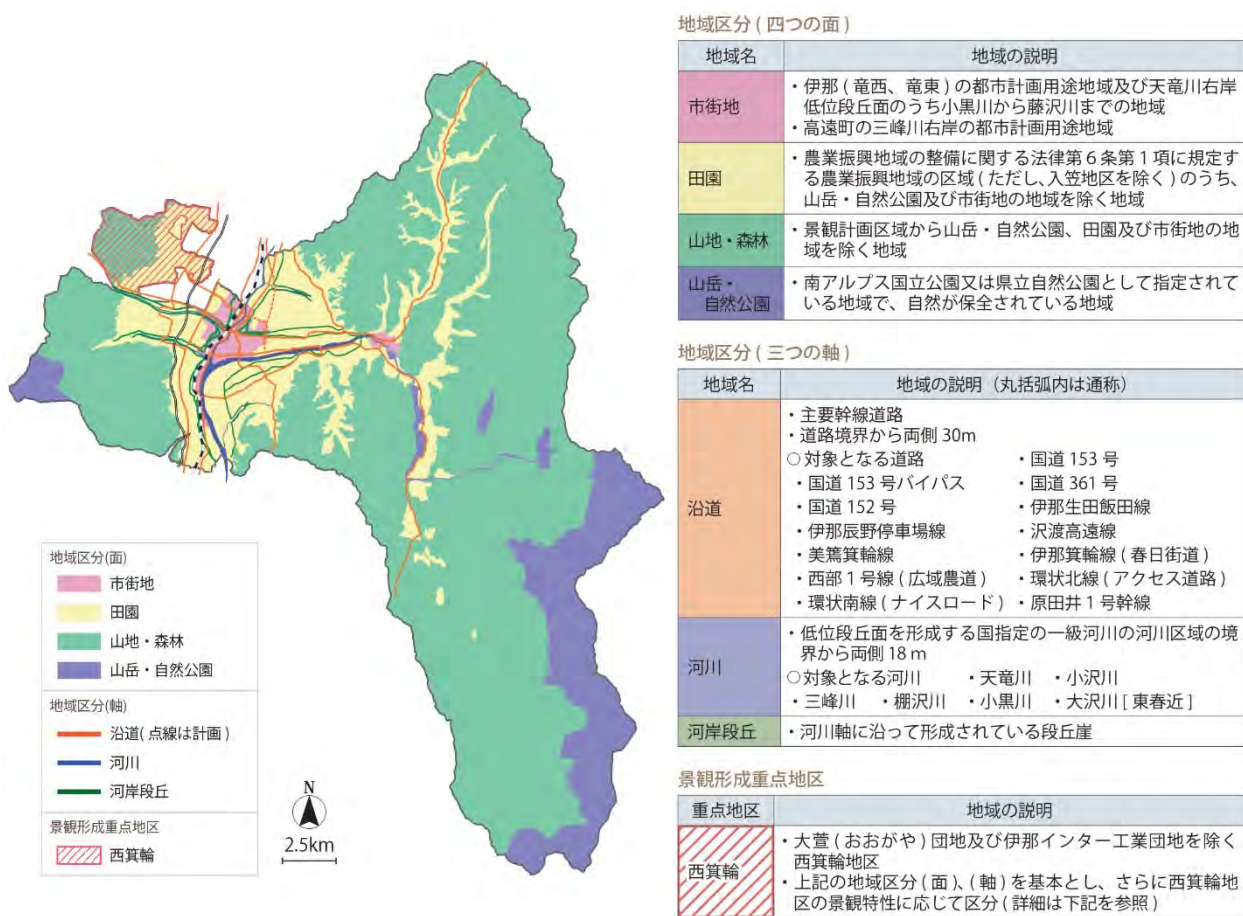


図. 地域区分図(四つの面と三つの軸、景観形成重点地区)

(出典：『伊那市景観計画』平成 26 年(2014 年))

## 6 「日本一の桜の里づくり」計画（令和3年改訂）

平成23年(2011年)3月策定、令和3年(2021年)に改訂した「日本一の桜の里づくり」計画は、旧高遠町が進めてきた「桜からのまちづくり」を受け継いで、高遠城跡をはじめに市内に数多くあるサクラをまちづくりに活用し、いつまでも多くの人々に愛される桜の里を目指すための計画です。

基本理念は「日本一の桜の里づくり」、将来像は「桜を愛し、育み、親しむ桜の里」であり、将来像を実現するために5つの基本目標を定めています。

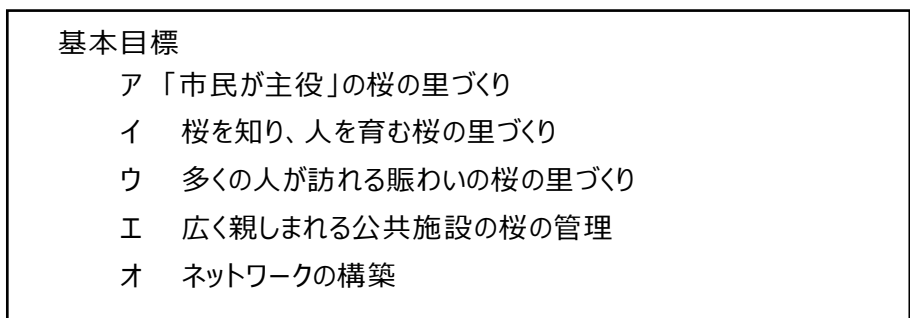


図. 将来像を実現するための基本目標

(出典：『「日本一の桜の里づくり」計画』令和3年(2021年)改訂)



図. 「日本一の桜の里づくり」計画 体系図

(参考：『「日本一の桜の里づくり」計画』令和3年(2021年)改訂)

7 第2次伊那市環境基本計画兼伊那市地球温暖化対策地方公共団体実行計画  
(区域施策編) —中間見直し版— (令和7年)

令和2年(2020年)3月に策定し、令和7年(2025年)に中間見直しが行われた「第2次伊那市環境基本計画」(計画期間：令和2～12年度(2020～2030年度))は、「第2次伊那市総合計画」に掲げる将来像の実現に向けた、自然環境、生活環境分野の個別計画です。この計画の基本目標の1つに「豊かな自然との共生」があります。その実現のための個別目標「山岳環境の保全」を達成するために、行政はユネスコエコパークに指定されている南アルプスの<sup>かくしん</sup>核心地域・<sup>かんしょう</sup>緩衝地域・移行地域の3つの役割を踏まえ、適切な管理や活用等に取り組むこととしています。高遠城跡のある高遠町地域は、この移行地域の中に含まれています。

ユネスコエコパークの3つの機能

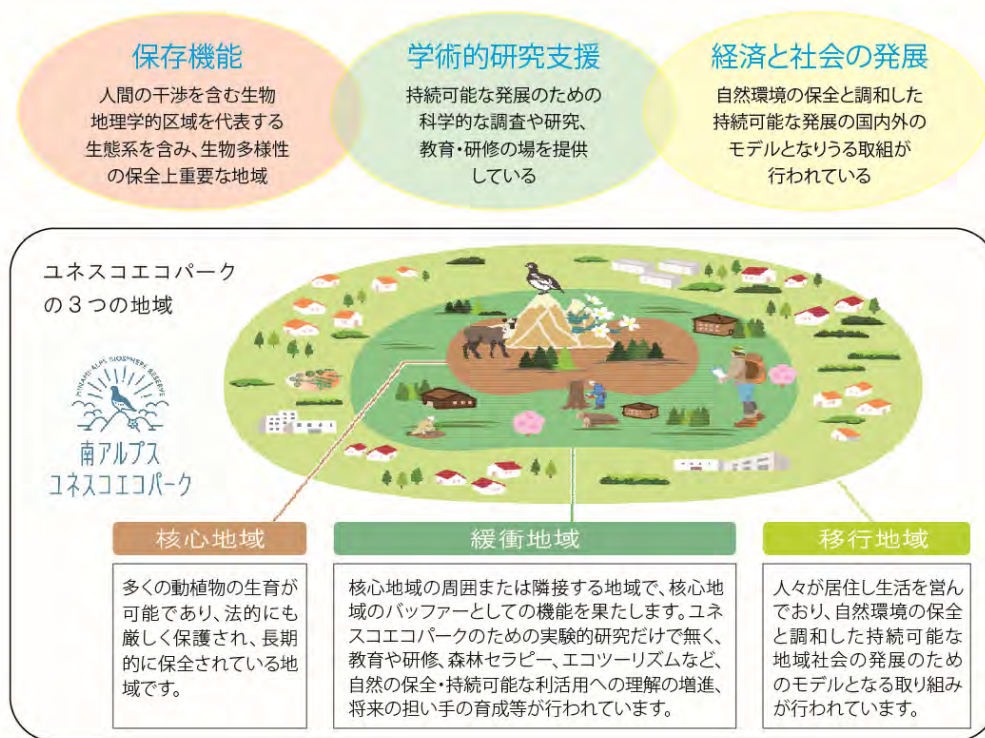


図. ユネスコエコパークの3つの機能と3つの地域

(参考：『伊那市環境基本計画兼伊那市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)』令和7年(2025年))



特色

日本列島の土台を作った「プレートの沈み込み」にまつわるさまざまな現象を一挙に観察することができます。

基本理念

存在する地質遺産を住民、地域、行政等が協力して保全するとともに、教育・学習への活用、地域の歴史・文化・観光資源と有機的に連携させ、魅力的なジオツーリズムを構築することにより、地域振興を図ります。

ア 調査・保護・整備活動 ～次世代のために地質や自然を守る～  
イ 学習活動 ～地域資源を学ぶ多様なプログラム～  
ウ ジオツーリズム ～交流による賑わいの創出～  
エ 地域振興 ～地域の活力を導き出し地域を活性化～  
オ 運営組織

図. 南アルプス(中央構造線エリア)ジオパークの特色と基本理念

(参考：『伊那市環境基本計画(中間見直し版)』平成27年(2015年))

## 8 伊那市森林整備計画（令和4年）

伊那市は森林法第10条の5に基づき、令和4年(2022年)に伊那市森林整備計画を策定しました。本計画は、国の「全国森林整備計画」及び県の「伊那谷地域森林計画」に基づいたものであり、市内の森林整備を推進するための基礎資料として、市内の民有林について、10年間の計画を5年ごとに定めるものです。

高遠城跡の史跡指定範囲は鳥獣害防止森林区域及び森林経営計画（区域計画）の要件となる一体整備相当区域に含まれています。

## 9 伊那市SDGs未来都市計画（令和4年）

伊那市は「SDGs未来都市」としてSDGsの達成に向けた主な取組をまとめた計画を令和3年に策定しました。持続可能な社会の実現に向けて、二酸化炭素の削減や新産業技術を活用した地域課題の解決、50年の森林(もり)ビジョンの推進による農林業の活性化等を推進します。

## 1.0 伊那市地域防災計画（令和7年修正）

令和7年(2025年)3月の「伊那市地域防災計画(修正版)」は、災害対策基本法に基づき伊那市防災会議が作成した計画です。市町村や防災関係機関、住民・事業者等がそれぞれの責務を認識し、災害予防や災害応急対策と災害復旧を実施することで、土地の保全と住民の生命、財産等を災害から守ることを目的としています。

この中で、文化財に関して「文化財が被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保し、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急処置を行うこと」や「市教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急処置、その他必要事項について県に報告すること」を挙げています。また、文化財の災害予防計画は以下のとおりです。

## 文化財災害予防計画（第2章 災害予防計画 第23節 建築物災害予防計画による）

- 1 文化財の管理保護は、所有者又は管理責任者が行う。国指定の文化財は文化庁が、県指定の文化財は県が、市指定の文化財は教育委員会が、必要な指示又は命令を行う。
- 2 有形文化財への被害は、地震災害、風水害、落雷等の災害が予想され、文化財の性質、形態に応じた保全を図る。
- 3 各種文化財の防火を重点に保護対策を推進するため、次の事項を実施する。
  - (1)文化財に対する住民の防災思想と愛護精神の普及及び防災力の強化を図るための広報活動の実施
  - (2)所有者に対する管理保護の指導と助言
  - (3)防災施設設置事業の推進、助成措置
  - (4)区域内の文化財の所在把握に努める。
- 4 文化財の所有者に対して、次の事項について、防災対策の徹底を図る。
  - (1)火災予防体制の確立
    - ア 防火管理の整備
    - イ 環境の整理整頓
    - ウ 火災の早期発見と火災警戒の実施
    - エ 火気の使用制限
    - オ 自衛消防組織の確立、訓練の実施
    - カ 火災時の初期消火の徹底
  - (2)消防・防火施設の整備
    - ア 消火施設：消火器、簡易消火用具、消火栓、放水銃、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備、動力消火ポンプ等
    - イ 警報設備：自動火災報知設備、漏電警報器、非常警報設備、消防機関への通報設備等
    - ウ その他の設備：避雷装置、消防用水、消防進入通路、防火壁、防火戸等

図. 文化財災害予防計画（参考：『伊那市地域防災計画』令和7年(2025年)3月修正版）

### 1.1 第3期伊那市国土強靱化地域計画（令和6年）

国は、東日本大震災等の大規模自然災害の経験を通じて、減災対策及び迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することを重要課題として、平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定、施行し、平成26年（2014年）6月には「国土強靱化基本計画」を策定しました。

令和6年（2024年）3月策定の「第3期伊那市国土強靱化地域計画」は、市民の生命を守ることを最優先に、大規模自然災害が発生しても、機能不全に陥らせない、迅速な復旧復興が可能な強靱な地域づくりを推進するための計画です。

伊那市では大規模災害に備え、次の基本目標を実現できるよう強靱化に取り組んでいます。

#### 【基本目標】

1. あらゆる自然災害において、人命の保護が最大限図られること
2. 負傷者に対し、迅速に救助・救急・医療活動等が行われるとともに、被災者の健康、避難生活環境を確実に確保すること
3. 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること
4. ライフラインの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させること
5. 流通・経済活動を停滞させないこと
6. 被災した方々の日常の生活が迅速かつより良い状態に戻ることに

伊那市で今後起きると想定される大規模災害には、南海トラフ地震等の地震災害のほか、天竜川・三峰川等河川の氾濫による水害及び土砂災害が挙げられています。

史跡高遠城跡の範囲内に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が含まれているほか、史跡内にある高遠閣が緊急避難場所に指定されているため、史跡の保存活用もこの計画と連携して行う必要があります。

表. 本計画と関連する基本目標と事業(抜粋)

基本目標	関連する事業
1 あらゆる自然災害において、人命の保護が最大限図られること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園施設長寿命化対策事業 (地震、土砂災害等による公園施設倒壊の防止を図るため、老朽化した施設の長寿命化対策を実施する)</li> </ul>
2 負傷者に対し、迅速に救助・救急・医療活動等が行われるとともに、被災者等の健康健康、避難生活環境を確実に確保すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路防災事業 (落石防止網、落石防止柵等の整備を行う)</li> </ul>

1.2 第2次伊那市生涯学習基本構想（令和3年）

令和3年(2021年)3月策定の「第2次伊那市生涯学習基本構想」（計画期間：令和3～12年度(2021～2030年度)）は、「第1次伊那市生涯学習基本構想」の成果を引き継ぐとともに、日々変化する社会情勢に対応するための、伊那市の生涯学習に関する総合的な指針です。

基本理念を「歴史と文化を未来へつなぎ、誰もが心を豊かに育んでいく」と設定し、心の豊かさや生きがいを見いだせる社会づくりのため、地域の自然や歴史、文化、伝統を学べるよう、地域を取り巻く様々な主体が一体となり、人間性に満ちた人づくり、互いに助け合い協力し合う人づくりを進めます。また、これまでに育まれてきた地域文化を将来に伝えるとともに、年齢や職業の枠を越えたあらゆる人々の生涯学習の充実を図ります。

特に本計画に関連する施策としては、「基本施策1 学習活動の推進」において、「②文化財の保護・活用」を挙げています。文化財の保護・活用に対する市民・保存団体への支援や、文化施設を中心として市有文化財の保存・展示を行い次世代への活用を図ることとしています。



図. 生涯学習の基本理念・目標・各種施策 体系図

(参考：『第2次伊那市生涯学習基本構想』令和3年(2021年))

### 第5節 計画期間

本計画の期間は、令和8年（2026年）4月1日から令和18年（2036年）3月31日までの10年間とします。本計画の期間内に事業の成果と課題を整理した上で見直しを行い、次期計画を策定します。


令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)	令和17年度 (2035年度)
									
								成果と課題の整理	計画の見直し

図. 計画期間